

伊勢市環境基本計画改定支援業務委託プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市環境基本計画改定支援業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するための必要な事項について定めるものである。

(プロポーザルに参加する者)

第2条 伊勢市環境基本計画改定支援業務委託プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加する者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22政令第16条)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿(業種分類「2708 計画策定・コンサルティング」)に登録されていること。
- (3) 伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。)に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立がない場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がない場合にあつては、伊勢市競争入札の再審査に係る認定を受けていること。

(プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様については、別紙「伊勢市環境基本計画改定支援業務委託プロポーザル参加仕様書」のとおりとする。

(選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、伊勢市環境基本計画改定支援業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

(選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員は、伊勢市職員5名とする。
- (2) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (4) 委員長は、委員会を統括する。
- (5) 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は環境生活部環境課温暖化防

止推進係が招集する。

(7) 委員会は、委員5名のうち過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 プロポーザルの実施にかかる庶務は、環境生活部環境課温暖化防止推進係が行う。